

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プランの概要

第1章 基本的な考え方

◆策定の経緯

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、2015(平成27)年12月に改定した「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」を推進していくため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(以下、「第三次行動プラン」という。)を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

「第三次行動プラン」の最終年度が2019(令和元)年度であることから、人権をとりまく状況の変化や「第三次行動プラン」における4年間の取組の成果と課題、2019(令和元)年度実施の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえて、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定することとします。

◆基本方針の基本理念

めざす社会

「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」



基本理念

「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」

「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現」

◆基本的な視点

- 1 当事者への理解
差別や人権侵害を受ける当事者の立場に立った人権施策の推進
- 2 パートナーシップ
さまざまな主体との連携・協力・協働
- 3 適切な公的支援
人権施策の推進に参画するさまざまな主体への適切な支援

第2章 施策分野別の取組方向

施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

施策分野2 「人権意識の高揚」

人権啓発の推進、人権教育の推進

施策分野3 「人権擁護と救済」

相談体制の充実、さまざまな人権侵害への対応

施策分野4 「人権課題」

同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

第3章 計画の推進

◆人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点で施策を推進
- ・人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進
- ・県民、企業、住民組織・NPO等の団体、国、市町と連携・協働

◆計画の期間

2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間

◆進捗管理

- ・人権施策を推進するための県事業を事業体系表に取りまとめ
- ・「年次報告」の作成・報告・公表
- ・プラン全体と3つの施策分野に目標項目と目標値を設定
- ・三重県人権施策審議会での調査・審議